

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会会計規程

制定 令和6年4月18日 実行委員会会長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会会則（令和6年4月18日ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会決定。以下「会則」という）第19条の規定により、ウェルビーイング・SDGs推進事業の会計処理に関し適正な収支管理を行うため必要な事項を定めるものとする。

(収入)

第2条 ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事業費収入は、次のとおりとする。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金
- (3) 企業・団体等からの協賛金
- (4) その他事業に伴う収入

(収入に係る事務処理)

第3条 事業費収入のうち、補助金については「ウェルビーイング・SDGs推進ファンド」基金造成事業補助金交付要綱（令和6年品川区要綱第282号。以下「区要綱」という。）の規定により処理し、寄付金、企業・団体等からの協賛金については申込みの意思をそれぞれ確認し、実行委員会が指定する方法で受け付ける。

2 事業費収入は、実行委員会名義の口座に振り込み、管理する。

(支出に係る事務処理)

第4条 事業費の執行は、品川区の諸規定の例により、契約行為および支払行為を行う。

2 事業費支出は、実行委員会名義の口座から行う。

(事業費収支の記録)

第5条 実行委員会が収受した事業費収入および支出した経費は、総勘定元帳に記録し、管理する。

2 収入記録は、電子データによる記録方法による。

(補助金の交付手続)

第6条 品川区から実行委員会に交付する補助金の交付手続については、区要綱の定めるところにより処理する。

(計算書類の作成)

第7条 貸借対照表、正味財産増減計算書を作成し、監事による監査を受け、総会の承認を受ける。

付 則

この規程は、令和6年4月18日から施行する。